

教員免許更新費用等補助

1 給付要件

- (1) **教員免許を更新する会員（事務職員・栄養教諭・栄養職員を除く）**が教員免許状更新のための講習をすべて終了した年度に、講習費用の一部として1回につき1万円を補助します。（更新講習対象年度に新免許状を取得し、延期申請を行った場合も含む）

令和3年度の補助対象者

修了確認期限（※）	受講期間	旧免許者の生年月日
令和4年3月31日 （第2グループ）	令和2年2月1日～令和4年1月31日 （令和2年度中に給付を受けた者を除く）	昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日
令和5年3月31日 （第3グループ）	令和3年2月1日～令和5年1月31日	昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日

（※）新免許（平成21年4月1日から授与された免許）保有者は、有効期間満了の日

- (2) **講習が免除される会員**（校長・園長、教頭・副校長・副園長、主幹・総括・指導教諭、表彰を受けた会員等）に、免除を申請した年度に自己研鑽のための費用として1回につき1万円を補助します。

令和3年度の補助対象者

修了確認期限（※）	受講期間	旧免許者の生年月日
令和4年3月31日 （第2グループ）	令和2年2月1日～令和4年1月31日 （令和2年度中に給付を受けた者を除く）	昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日
令和5年3月31日 （第3グループ）	令和3年2月1日～令和5年1月31日	昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日

（※）新免許（平成21年4月1日から授与された免許）保有者は、有効期間満了の日

- (3) **事務職員、栄養職員、栄養教諭、教育関係団体役職員**が35歳、45歳、55歳の誕生日を迎える年度に自己研鑽のための費用として1回につき1万円を補助します。

令和3年度の補助対象者

対象年齢	対象者の生年月日
満35歳	昭和61年4月1日～昭和62年3月31日
満45歳	昭和51年4月1日～昭和52年3月31日
満55歳	昭和41年4月1日～昭和42年3月31日

- (4) 補助を受けようとする会員は、教員免許更新費用等補助請求書（第6号様式）に所属長の確認を受け、**令和4年3月31日までに請求**してください。（添付書類は不要です。）

2 注意事項

添付書類は必要ありません。所属長に**受給資格**の確認を受けてから提出してください。

- (1) 更新講習が必要な会員

ア 更新講習がすべて終了した日以降**令和4年3月31日までに請求**してください。

イ 生年月日、修了確認期限、受講終了年月日は必ず記入してください。

ウ 教員免許状の有効期間が延長された会員は、延長後、最初の更新講習修了時に請求してください。

- (2) 更新講習が免除となる会員

ア 免除申請をした日以降**令和4年3月31日までに請求**してください。

イ 生年月日、修了確認期限、免除理由は、必ず記入してください。

- (3) 事務職員、栄養職員、栄養教諭、教育関係団体役職員の会員

ア 35歳、45歳、55歳の誕生日を迎えた**年度末までに請求**してください。

イ 生年月日、請求時の年齢は、必ず記入してください。

ウ 修了確認期限、受講終了年月日、免除理由の記入は不要です。

- 3 上記、給付要件(1)(2)の会員は、昭和40年4月1日までに生まれた者は0回、昭和40年4月2日から昭和50年4月1日までに生まれた者は1回、昭和50年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者は2回、給付要件(3)の会員は令和2年度までに45歳の誕生日を迎えた者は2回、55歳の誕生日を迎えた者は1回を現職会員期間通じての限度とする。

教員免許更新費用等補助請求書については、「各種事務手続き」からダウンロードすることもできます。

給付金の振込予定日は、振興会で請求書を受領した月の「翌月25日（営業日）」です。給付スケジュールについては、振興会ハンドブック令和3年度版8頁をご覧ください。